

山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等 実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、山口市が国の「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」を活用して実施する「山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の実施背景と解決したい課題

本事業は、別添「地域再生計画」に基づき事業を実施するもので、今年度は3年計画の2年目となる。応募にあたっては、この地域再生計画に記載してある市の現状や課題、将来像などを熟読し、どういった提案が山口市にとって効果的かを整理した上で本プロポーザルに参加すること。

2. 業務の目的

山口市では、脱炭素社会の実現に向けて、自転車を活用したまちづくりの推進を目指している。NHK大河ドラマで注目された歴史遺産や風光明媚な自然環境に恵まれた当市のポテンシャルを生かしてサイクリングの目的地として当市が選ばれるためには、様々な目的のサイクリストに訴求する魅力的な観光コンテンツ開発と効果的な情報発信が重要となる。

本業務では、サステイナブルな観光ツールである自転車を活用して、持続可能な地域資源の観光利用と地域づくりを行うため、その土台となる山口市自転車活用推進計画（案）を策定すること、そして当市の「歴史」・「自然」・「食」を自転車で有機的につなげ、周遊観光を促し、観光誘客の促進と交流人口の拡大を図るため新たなサイクリングコースの提案とそのプロモーションによって地域の活性化を目指すことを目的とする。

3. 業務概要

- (1) 業務名称 山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで
- (3) 業務内容 別添山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に基づいた業務
- (4) 業務規模 14,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上

限とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式により企画提案を総合的に評価及び審査し、最優秀企画提案者を選定する。

5. 公募型プロポーザル参加資格に関する事項

公募型プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

(1) 単独の事業者（法人、団体及び個人）又は、複数の事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独の事業者又はコンソーシアムの構成員は次のアからクまでの条件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

イ 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため市長が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 国税・市税の未納がない者。

オ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の事業者として参加するなど重複参加していないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。

ク 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

6. 公募型プロポーザル参加資格に関する失格要件

提案者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他提案者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

7. 公募型プロポーザル実施スケジュール

- (1) 募集要項（本実施要項）の配付

令和6年5月8日（水）～5月29日（水）

「13. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」へ来庁または市HPからダウンロードによる配付とする。

- (2) 質問書の受付期間・回答方法

令和6年5月9日（木）9時～5月22日（水）17時

質問書（様式第2号）に記入の上、Eメールの件名を「山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託質問（法人名）」として「13. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」宛てに送信し、電話で到着確認すること。質問への回答は、市HP上（本要項を掲載している画面と同一画面上）に随時掲載する。ただし、最優秀企画提案者選定に支障を来す恐れがあると判断した質問については、回答しないものとする。

- (3) 応募書類提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月29日（水）17時

イ 提出書類

「14. 添付書類等（1）、（4）、（5）」並びに企画提案書及び見積書等を提出すること。なお、（4）、（5）及び見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。

- ・（1）応募申請書（様式第1号） 1部
- ・（4）事業者概要書（様式第4号） 10部
※事業者概要書はパンフレット等も可
- ・（5）業務実績書（様式第5号） 10部
※業務実績書は任意様式等も可
- ・企画提案書（任意様式） 10部

※企画提案書は、仕様書の内容を踏まえて作成すること。様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長辺綴じ）、文字サイズは12ポイントを基本とする。

- ・見積書（任意様式） 1部
- ・見積書の写し 10部
- ・コンソーシアムで参加する場合は、上記の書類に加えて「14. 添付書類等 (6)コンソーシアム届出書(様式第6号)」を提出すること。（10部）

ウ 提出方法

「13. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」へ郵送（必着）又は持参により提出すること。持参の場合の受付時間は9時から17時（土日祝日は除く。）までとする。郵送の場合は当日必着とする。

(4) その他

応募申請書提出後、公募型プロポーザルへの参加を辞退する者は参加辞退届（様式第3号）1部を「13. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先」提出すること。

8. 最優秀企画提案者評価・選定方法

(1) 評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要件を満たしており、かつ、上限額の範囲の価格を提示した者を評価の対象とする。

イ 最優秀企画提案者の選定に際しては、以下のような項目を評価し、各評価項目の得点を加点する方法により総合的に評価する。

① 業務の実現性

- ・自転車によるまちづくり、観光誘客促進、地域活性化等に関する分析力・知見・ノウハウ等を有しているか。
- ・過去の同種又は類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。 等

② 企画力

- ・業務の趣旨を理解し、提案の内容に反映しているか。
- ・業務の実施方法等が具体的で、効果的なものとなるような創意工夫や独自性のある企画内容が提案されているか。 等

(2) 選定方法

ア 対面によるプレゼンテーション

1事業者40分程度（説明20分、質疑20分）とし、当業務の担当予

定者がプレゼンテーションを実施する。出席者は、1事業者3名以内とする。

イ プレゼンテーションによる審査実施日は令和6年6月5日（水）

※ただし、応募者が多数の場合は、事前審査として書類選考を実施し、プレゼンテーション審査を受けることができる業者を選定することがある。

※プレゼンテーションの際は、市でモニターとHDMIケーブルを用意する。PC等持ち込み可とするが、使用する場合は応募申請書等提出時に申し出ること。

(3) 審査結果通知

各企画提案者に文書で通知する。審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9. 契約手続き等

(1) 契約方法

ア 最優秀企画提案者と市は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。

イ 最優秀企画提案者と市との間で協議が整わない場合又は最優秀企画提案者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いについては、契約期間内に業務を完了した後、市による検査後、契約金額を全額支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

10. 著作権等

仕様書記載のとおり

11. 公正な提案競技の確保

公正なプロポーザルを実施するため、提案者が次の(1)から(4)の行為を行った場合は、審査対象から除外する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為
- (2) 競技を制限する目的で他の提案者と参加意思又は提案内容について相談する行為
- (3) 最優秀企画提案者の選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示する行為

- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為

12. その他

- (1) 応募申請書（様式第1号）又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、提案が無効となることがあるので留意すること。
- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出競技並びに契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) この募集に伴いプロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

13. 公募型プロポーザルに関する問合せ及び応募先

〒501-2192

岐阜県山県市高木1000番地1 山県市まちづくり・企業支援課

電話番号：0581-22-6831

ファックス番号：0581-22-2118

メールアドレス：machi@city.gifu-yamagata.lg.jp

14. 添付書類等

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 質問書（様式第2号）
- (3) 参加辞退届（様式第3号）
- (4) 事業者概要書（様式第4号）
- (5) 業務実績書（様式第5号）
- (6) コンソーシアム届出書（様式第6号）